



監査報告書

令和元年 5月 28日

学校法人 大阪青山学園
理事会及び評議員会 殿

監事 長岡 壽男 
監事 増岡 美恵子 

令和元年 5月 28日、監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人大阪青山学園寄附行為第 7 条第 2 項の規定に基づき、学校法人大阪青山学園の平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況について監査しました。

1. 監査方法の概要

監事は理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の執行状況を聴取し、重要な稟議書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について説明を受け、計算書類及び事業報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人大阪青山学園の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、学校法人大阪青山学園の財産状況を正しく示しているものと認めます。